

宿泊約款

〔ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル〕

第1条【本約款の適用】

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊契約の申込み】

- 宿泊契約の申込みをする場合は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者氏名
 - 申込者氏名、住所、電話番号
 - 宿泊日および到着予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理いたします。
- 宿泊客がご自身の都合により宿泊契約の申込みを取り消される場合には、別表第一に定める違約金を申し受けます。

第3条【宿泊契約の成立】

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したとき、宿泊しようとする者は宿泊期間(3日を超える時は3日)の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的にお支払いいただくべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金お支払いの際に返還いたします。
- 宿泊しようとする者が第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払わなかった場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

第4条【申込金の支払いを要しないこととする契約】

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、あるいは当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条【宿泊契約締結の拒否】

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊契約の申し込みが、本宿泊約款によらない場合。
- 満室(員)により客室の余裕がない場合。
- 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗、宿泊約款、ホテル利用規則、その他当社が規定するものに反する言動をした場合、またはそのおそれがあると認められる場合。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる場合。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいる場合
- 宿泊しようとする者が、当ホテル、従業員または他の宿泊客その他の第三者に対し、暴力、威迫、恐喝もしくは威圧的な不当要求を行い、もしくは合理的な範囲を超える要求を行ったと認められるとき、または過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客または利用者に迷惑をおよぼした場合、もしくは他の宿泊客に迷惑をおよぼす言動をした場合、またはその恐れがあると認められる場合。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。
- 宿泊しようとする者の身体または衣服が不潔である等により、他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められる場合。
- 宿泊しようとする者が、法令や条例の規定もしくは官公庁の指導またはこれに類する事由に該当し、宿泊契約を締結しないことが相当であると認められる場合。
- 宿泊しようとする者に支払い能力がないと明らかに認められる場合。
- 宿泊しようとする者が当社に対し支払債務を負っている場合。
- 宿泊しようとする者が第2条第1項の事項につき、偽った場合。
- 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定める特定要求行為(別表第三)を繰り返したとき。

第6条【宿泊客の契約解除権】

- 宿泊客は、当ホテルに申し出ることにより宿泊契約を解除できるものとします。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第二に掲げる違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 宿泊客が当ホテルへ連絡を行わず、宿泊当日の指定時間になっても到着されない場合は、宿泊契約は解除されたものとみなし処理することができるものとします。

第7条【当ホテルの契約解除権】

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合、または同行為をしたと認められる場合。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる場合。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいる場合

- (3) 宿泊客が当ホテル、従業員または他の宿泊客その他の第三者に対し、暴力、威迫、恐喝もしくは威圧的な不当要求を行い、もしくは合理的な範囲を超える要求を行ったと認められる場合、または過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
(4) 宿泊客が他の宿泊客または利用客に著しい迷惑をおよぼす言動をした場合、またはそのおそれがある場合。
(5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められた場合。
(6) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいはお客様が他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼす言動をした場合。
(7) 天災等不可抗力に起因する自由により宿泊させることができない場合。
(8) 第5条第3号から第14号までに該当することになった場合。
(9) 第3条第2項の規定により、申込金の支払いを請求した場合において、その支払いがない場合。
(10) 当ホテルが宿泊客に対して宿泊料金を請求した場合において、その支払いがない場合。
(11) 宿泊客が、法令や条例の規定もしくは官公庁の指導またはこれに類する事由に該当し、宿泊契約を解除することが相当であると認められる場合。
(12) 喫煙指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない場合。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条【宿泊の登録】

- 1 宿泊客は宿泊日当日に、当ホテルフロントにて次の事項を登録するものとします。
- (1) 宿泊される方の氏名、年齢、性別、住所、電話番号および職業
(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
(3) 出発日および出発予定時刻
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 日本国内に住所を持たない外国人である宿泊客は、当ホテルからの旅券の提示およびその写しの保存を求められた場合には、これに従うことをあらかじめ了承するものとします。
- 3 宿泊客が第12条の料金の支払いを当ホテルが認めるチケット、旅行小切手、宿泊券またはクレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行われるときは、あらかじめ前項の登録時にそれらをご呈示いただきます。

第9条【客室の使用時間】

- 1 お客様が客室を使用いただける時間は、原則として次のとおりとします。
- | 施設種類・名称 | 1日あたりのご利用時間 | 備考 |
|-----------|------------------|---------------------------|
| 会員制施設 | 午後3時から翌日の午前10時まで | 連続して宿泊される場合は、到着日及び出発日を除き、 |
| 瀬戸内マリノホテル | 午後3時から翌日の午前10時まで | 終日ご使用いただけます |
- 2 前項の規定にかかわらず当ホテルは、宿泊客の利用条件により客室利用時間を別に設けることがあります。また所定の費用を申し受けることにより、時間外の客室の使用に応じることがあります。

第10条【利用規則の遵守】

宿泊客は当ホテル内において、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第11条【門限・ホテル内施設の営業時間】

- 1 当ホテルの門限は、防犯上の観点から午前0時とします。
2 フロントをはじめとするホテル内施設サービスの提供時間に関しましては備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブックもしくはサービスディレクトリー等でご案内申し上げます。
3 前二項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第12条【料金の支払い】

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第二に規定するとおりとします
2 前項の宿泊料金等の支払いにつきましては、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、チケット、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したときにフロントにおいて行うものとします。
3 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となったのち、お客様が任意に宿泊されなかった場合においても、宿泊料金は申し受けるものとします。
4 違約金につきましては、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、クレジットカード等通貨に代わり得る方法にて申し受けます。当社発行の電子クーポン（e チケット等）、紙のクーポンではお支払いいただけないものとします。

第13条【当ホテルの宿泊に関する責任】

- 1 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントにて宿泊の登録を行ったとき、または客室へ入られたときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊客が出発するために客室をあけたときに終わるものとします。
2 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によらないときは、この限りではありません。

第14条【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

- 1 当ホテルは宿泊客に対し、契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償金に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第15条【寄託物の取り扱い】

- 1 宿泊客がフロントに預けた物品または現金ならびに貴重品について、滅失あるいは毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償いたします。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかった場合、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
2 宿泊客が館内に持ち込まれた物品または現金ならびに貴重品であつて、フロントへ預けなかったものについては、当ホテルの故意または過失により滅失あるいは毀損等の損害が生じた場合に限り、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な

過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

- 3 前二項の規定にかかわらず、現金ならびに貴重品について、その種類および価額が判然としない場合、当ホテルはお預かりをお断りすることがあります。

第16条【手荷物の保管および忘れ物について】

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に引き渡すものとします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない場合、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過の後に処分します。ただし飲食物・たばこ・雑誌・ビニール傘等は即日処分するものとします。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管に関する当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条【駐車責任】

宿泊客が当ホテルの駐車場（契約駐車場を含む）をご利用になる場合、当ホテルは車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条【宿泊客の責任】

宿泊客によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為およびその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・消毒・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被った場合、当該宿泊客に当ホテルが被った損害を賠償していただきます。

第19条【免責事項】

- 当ホテル内からのインターネットおよびコンピュータ通信（以下「インターネット等」という）の利用にあたっては、利用される方（以下「利用者」という）自身の責任において行うものとします。
- 利用者によるインターネット等の利用中にシステム障害その他の理由により接続が中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いかねます。
- 利用者によるインターネット等の利用により、当社または第三者が損害を被った場合には、当該お客様において当社または第三者に対しその損害を賠償していただくものとします。

第20条【約款の改定】

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当ホテルは改定後の約款の内容および効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

第21条【管轄および準拠法】

この約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテル運営会社である株式会社ダイヤモンドソサエティの本店所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

以上

別表第一：違約金・取消料（第2条3項、第3条3項関係）

会 員 制 施 設	宿泊取消・変更通知を受けた日		
	当日・不泊	前日～3日前	4日前～
	100%	50%	無料
	【備考】 ①％は1名様のご利用料金に対する違約金の比率です。 ②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を收受します。 ③施設ごとの特定日や年末年始特定期間のご利用の場合、団体など弊社から事前にご入金をお願いする場合は、別途取消料の設定がございます。		

瀬 戸 内 マ リ ン ホ テ ル	ご宿泊人数	宿泊取消・変更通知を受けた日			
		当日・不泊	前日～3日前	4日～20日前	21日前～
	1～14名	100%	50%		
	15～99名	100%	50%		
	100名～	100%	50%	20%	
【備考】 ①％は宿泊基本料金に対する違約金の比率です。 ②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を收受します。 ③団体の宿泊客（15名様以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）におけるご宿泊人数の10％（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。					

取消料がからない場合（第2条3項、第3条3項関係）

- ・法定伝染病＝宿泊拒否
- ・感染症 1～3 類
- ・天災 悪天候 公共交通機関の停止が判断（鉄道、バス、道路）
- ・事件、事故に遭遇した場合 人道的見地により判断
（社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由とは、身内の緊急事態や自然災害など一般的に見て顧客を責められない理由があった場合を指します。）

別表第二：（第12条関係）

	項 目	内 訳
お 客 様 が 支 払 う べ き 総 額 （ 共 通 ）	宿泊料金	①基本宿泊料〔室料（または室料＋宿泊に付随する食事代）〕
	追加料金	②追加飲食料（①に含まれるものは除く） ③サービス料（②×10％） ④付帯施設利用料
	税 金	⑤消費税 ⑥入湯税（温泉引湯施設のみ） ⑦宿泊税（導入都道府県および市町村が定める金額）
【備考】 ①瀬戸内マリンホテルにおきましては、お子様も大人と同一料金となりますが、季節により子供料金を設定することがあります。この場合、適当な方法をもってお知らせします。 ②会員制施設におきましては、7歳以上のお子様には大人料金を適用し、大人が同伴の6歳以下のお子様については、室料は発生しません。ただし、お食事を含むご宿泊の場合において、大人と同じお食事をお召し上がりになる場合は、大人料金を適用いたします。 ③税法が改正された場合は、その改正された税率によるものとします。		

別表第三：（第 5 条関係）

特定要求行為の具体例
・宿泊しようとする者が、宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイトチェックアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎等、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊客を入れないことを繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、特定の者にのみ自身の対応をさせること又は特定の者を出勤させないことを繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為
・泥酔し、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがある宿泊者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、長時間にわたる介抱を繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、対面や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を繰り返し行う行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものを繰り返し求める行為

2023 年 9 月
2023 年 10 月 1 日以降の料金改定に伴い、別表第二の【備考】②を変更いたしました。

2023 年 11 月
別表第一を修正いたしました。

2024 年 2 月
第 5 条、第 12 条、別表第一を修正、別表第三を追加いたしました。

利用規則

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますので、お守りくださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守りいただけない場合には、やむを得ず宿泊約款第7条第1項により、ご宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げます。

また当ホテルが損害を被った場合には、賠償していただく場合もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室ご利用について

- 客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏に掲示、もしくは備え付けのインフォメーションブック内に掲載してありますので、必ずご確認ください。
- ご滞在中や特にご就寝の際には、必ず内鍵をおかけください。
- ドアがノックされたときは、不用意に開扉なさらないでください。
- 火災になりやすい場所（特にベッド）での喫煙や、暖房用、炊事用などの火器類のご使用、その他火災の原因となる行為は固くお断りいたします。
- 当ホテルの許可なく、客室をご宿泊以外の目的でのご利用はご遠慮ください。
- 当ホテルの許可なく、客室内の備品の移動や、また客室内に造作を施したりなさらないでください。
- 緊急時の避難通路となる場所へ物品を置かないでください。
- 1泊のご宿泊でご利用いただける時間は、宿泊約款第9条のとおりいたします。
- 宿泊登録者以外のご宿泊は、固くお断りいたします。

2. お部屋の鍵について

- ご滞在中お部屋からお出かけの際は、客室の鍵を必ずお持ちになり、必ず施錠がされているかをご確認ください。

3. お支払等について

- お会計はご出発の際にフロントにてお願いいたします。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますので、その都度お支払いください。
- ご到着時にお預り金を申し受けることがありますので、予めご了承ください。
- ご利用料金などの売掛もしくは立替につきましては、お断りさせていただきます。
- 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されます。
- 消費税等、法定の税金の他、サービス料として10%を加算させていただいておりますので、誠に恐れ入りますがお心付け等はご辞退申し上げます。
- 現金またはチケットあるいはクレジットカード等通貨に代わり得る方法、もしくは当ホテルが認めるチケットやギフト券以外でのお支払いはお取り扱いいたしかねます。
- ご予約の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロントにご連絡ください。またご延長の場合には、それまでのお支払いをお願いいたします。

4. 貴重品、お預かり品およびお忘れ物について

- ご滞在中の現金ならびに貴重品の保管については、客室内備え付けの金庫をご利用いただくか、あるいはフロントへお申し付けください。お申し付けにならない場合において、万一紛失、盗難等が発生した場合、当ホテルではその責任を負いかねる場合がございますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。
- チェックアウトされた後のお忘れ物に関しましては、プライバシー保護ならびに行き違い防止の観点から原則として当ホテルからのご連絡は差し控えておりますので、お心当たりがございましたら当ホテルまでお電話にてお問い合わせください。お忘れ物のお取り扱いに関しましては、宿泊約款第16条のとおりいたします。

5. 駐車場のご利用について

- 駐車場の車内に貴重品およびその他の品物を留置しないでください。また駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
- 正面玄関における駐車は固くお断りいたします。
- ホテルが指定した駐車スペースに以外に駐車された車は、適切な方法にて移動をしていただきます。
- ホテル係員による車の代行移動は、事故防止の観点から固くお断りいたします。

6. 禁止事項について

ホテル内には他のお客様の迷惑になる下記の物の持込み、または行為はご遠慮ください。

- 動物、鳥等のペット（但し、盲導犬や介助犬は除く）。
- 火薬、揮発油、その他発火、または引火性の物。
- 悪臭および強い臭いを発する物。
- 法律により所持を禁止されている鉄砲、刀剣、覚醒剤、麻薬の類。
- 駐車場以外の場所に自動車を駐車すること。
- 賭博や風紀を乱すような行為、または他のお客様の迷惑になるような言動や行為をされること。
- 当ホテルの許可無くホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事。
- 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室等立入禁止場所へ立ち入ること。
- 未成年者だけの宿泊は、会員登録者もしくは当該保護者の許可が無い限り、お断り申し上げます。

7. 備品等の損壊について

不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には、相当額を弁償していただくことがあります。

以上